

鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償に関する条例の一部改正について

次のように改める。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例

鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1  
年鹿沼市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 農地利用最適化推進委員の項中「3 1 9, 0 0 0」を「3 5 2, 0 0 0」  
に改め、同表鹿沼市医科歯科急患診療施設運営委員会委員の項の次に次のように加  
える。

休日夜間急患診療所医師	同	1 1 7, 0 0 0 円以内で市長が定める額
-------------	---	--------------------------

附 則

この条例中別表第 1 鹿沼市医科歯科急患診療施設運営委員会委員の項の次に休  
日夜間急患診療所医師の項を加える改正規定は令和 5 年 4 月 1 日から、同表農地利  
用最適化推進委員の項の改正規定は同年 7 月 2 0 日から施行する。